平成２７年（フ）第２２９０号
三重県四日市市日永西５－２－18　アヴァンセＦ２Ｂ号室、住民票上の住所大阪市淀川区宮原１丁目３番３号　新大阪土井コーポ103号
破産者　松尾　英彦
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６５号
大阪市中央区内平野町３丁目３番４号
破産者　針原　雅幸
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３６６号
大阪市中央区内平野町３丁目３番４号
破産者　針原由美子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８８７号
香川県小豆郡小豆島町安田甲1696番地１　スカイハウスエルステ113号
破産者　福井　浩司
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１０９号
大阪府門真市野里町27番19号
破産者　香川真美子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７２号
大阪府茨木市総持寺台10番408号、前住所大阪府茨木市東奈良３丁目14番30―504号
破産者　ｂｏｕｔｉｑｕｅ　ＣＡＳＡ．ＤＯＮＮＡこと　大澤　國廣
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３３６号
大阪府門真市栄町28番９―304号、前住所大阪府四條畷市中野３丁目５番12号
破産者　羽方　広幸
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４３４号
大阪市浪速区下寺３丁目16番６―205号、開始決定時大阪市浪速区敷津西１丁目９番33―205号
破産者　和田　拓也
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８０９号
大阪府高槻市高西町１番30号　小林文化１階、前住所大阪府高槻市安満中の町１番12―302号
破産者　あらき美容室こと　荒木　詔子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９７６号
兵庫県西宮市大谷町11番23―204号
破産者　内田　国雄
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２４号
大阪市港区港晴４丁目５番２号
破産者　コタロー急配こと　南　　秀樹
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９２号
堺市西区浜寺船尾町西１丁153番地２　ハイネス諏訪森403号、開始決定時の住所堺市西区下田町１番13号
破産者　柴田　伸也
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２４号
奈良県北葛城郡王寺町舟戸１丁目１番28―208号
破産者　上田　裕昭
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８２９号
大阪府羽曳野市島泉９丁目８番16―203号、前住所大阪府羽曳野市島泉６丁目１番20号
破産者　小長　一男
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４４号
堺市中区深井東町3157番地　セントポーリア奥田南館303号
破産者　木村　富保
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４５号
堺市中区深井東町3157番地　セントポーリア奥田南館303号
破産者　木村　洋子
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
神戸市北区北五葉３丁目８番26―304号、従前の住所兵庫県宝塚市南ひばりガ丘２丁目９番５号　リアン・シャンティ雲雀丘301号
破産者　西本　晃史
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５６０号
神戸市須磨区衣掛町５丁目１番12号　ワコーレビーチサイド須磨301号、従前の住所神戸市北区淡河町勝雄363番地
破産者　西脇　幹夫
1　決定年月日　平成28年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部